

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	福岡市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、福岡市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡市長

## 公表日

令和1年6月28日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





システム5	
①システムの名称	業務共通基盤システム
②システムの機能	1 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能。 2 運用管理機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム [ O ] その他 (各業務システム )
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成関連情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条 【情報提供】 なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局生活福祉部保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子ども医療費の助成を受けている者及び助成を受けていた者、またその保護者
その必要性	医療費助成の資格及び給付に関する事務において、対象者の住基情報等や保護者の所得情報等を確認し、子ども医療費を適正に助成するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号:対象者を正確に特定するために記録</li> <li>・その他識別情報(内部番号):住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録(宛名番号, 世帯番号)</li> </ul> <p>【連絡先等情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4情報, 連絡先:対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録</li> </ul> <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報:給付に関する事務(医療費の算定)にあたり所得情報を把握するために記録</li> <li>・医療保険関係情報:給付に関する事務(医療費の算定)にあたり保険加入の情報を把握するために記録</li> <li>・児童福祉・子育て関係情報:資格に関する事務(対象者の認定, 届出)において, 児童扶養手当の認定状況を把握するために記録</li> <li>・障害者福祉関係情報:資格に関する事務(対象者の認定, 届出)において, 手帳情報を把握するために記録</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:資格に関する事務(対象者の認定, 届出)において, 生活保護等の状況を把握するために記録</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年7月
⑥事務担当部署	保健福祉局生活福祉部保険医療課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 財政局税務部税制課, 保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課, 保健福祉局総務部国民健康保険課・保護課, 市民局総務部区政課, こども未来局こどもこども家庭課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )							
③使用目的 ※	医療費助成の資格及び給付に関する事務において、対象者の住基情報等や保護者の所得情報等を確認し、子ども医療費を適正に助成するため。							
④使用の主体	使用部署 保健福祉局生活福祉部保険医療課 総務企画局ICT戦略室情報システム課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所							
	利用者数 [ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1 資格に関する事務(対象者の認定, 届出) ・本人等からの申請を受けて、住民票関係情報や医療保険関係情報及び生活保護・社会福祉関係情報等をもとに資格の認定を行う。 ・子ども医療費の助成を受けている者及び助成を受けていた者の資格の管理を行う。 2 給付に関する事務(医療費の算定) ・本人等からの申請を受けて、医療保険に関する情報や地方税関係情報をもとに給付の審査を行う。 ・子ども医療費の助成を受けている者及び助成を受けていた者の給付の管理を行う。							
	情報の突合 <1の事務> 対象者の世帯状況等を確認するため、住民票関係情報, 医療保険関係情報及び生活保護・社会福祉関係情報等を突合する。 <2の事務> 給付内容を確認するため、対象者の保護者の住民票関係情報及び所得情報(地方税関係情報)を突合する。							
⑥使用開始日	平成29年7月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
公費医療システムの運用・保守		
①委託内容	公費医療システムの運用支援及びシステムの保守業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社 九州支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全般または主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、承諾している。
	⑥再委託事項	運用及びシステムの保守業務の一部
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
共通基盤の運用・保守業務		
①委託内容	共通基盤に関する運用・保守業務等(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立製作所	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全般または主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、承諾している。
	⑥再委託事項	・システム問い合わせの対応 ・各種システムの変更作業 ・課題対応
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### <公費医療システムにおける措置>

磁気カード及びパスワード認証による入退室管理を行っている部屋に設置したホストコンピューター内に保管する。ホストコンピューターへのアクセスはID/パスワードによる認証を必要とする。

### <統合宛名システムにおける措置>

①統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。

③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。

### <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

### <国民健康保険システムにおける措置>

①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、サーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。

・あらかじめ定められた申請者から事前の利用者登録(初回のみ)及び入館申請(都度)を必須としており、全ての入館者を管理している。

・サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。

・サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。

②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。

③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。

## 7. 備考

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**住民税情報テーブル**

市町村コード,サブシステムコード,宛名コード,課税年度,履歴番号,税徴収区分,税優先区分,税申告区分,被扶養者区分,入力基区分,処理日,届出日,異動日,異動事由コード,収入額,市民税,市民税均等割額,市民税所得割額,所得税額,扶養親族数,控除対象配偶者,扶養人数,内老人者数,配偶者特別控除,年少扶養親族数,特定扶養親族数,一般扶養親族数,社会保険控除,公的年金等収入額,公的年金等控除後金額,公的年金等以外雑所得,雑所得以外所得額,所得確定区分,総所得額,退職所得額,山林所得額,土地等事業者所得額,超短期土地等事業者所得,肉用牛の売却による事業所得,開墾地等の農業所得,土地改良事業施行地の後作所得,譲渡所得区分,長期譲渡所得額,短期譲渡所得額,小規模共済等掛金等控除,雑損控除,医療費控除,普通障害者数,特別障害者数,本人障害区分,寡婦区分,勤労学生区分,老年者区分,固定資産税額,非課税区分,合計所得金額,減免前市町村民税所得割額,減免前都道府県民税所得割額,減免前市町村民税均等割額,減免前都道府県民税均等割額,市町村民税所得割額減免額,都道府県民税所得割額減免額,市町村民税均等割額減免額,都道府県民税均等割額減免額,生命保険料控除,損害保険料控除,寄付金控除,住民税課税所得,低所得1判定所得,株式等譲渡所得,商品先物取引所得,繰越損失額

**所得情報テーブル**

市町村コード,サブシステムコード,対象者宛名コード,宛名コード,個人世帯区分,課税年度,所得判定区分,所得確認者区分,税徴収区分,税優先区分,税申告区分,被扶養者区分,入力基区分,処理日,届出日,異動日,異動事由コード,収入額,市民税,市民税均等割額,市民税所得割額,所得税額,扶養親族数,控除対象配偶者,扶養人数,内老人者数,配偶者特別控除,年少扶養親族数,特定扶養親族数,一般扶養親族数,社会保険控除,公的年金等収入額,公的年金等控除後金額,公的年金等以外雑所得,雑所得以外所得額,所得確定区分,総所得額,退職所得額,山林所得額,土地等事業者所得額,超短期土地等事業者所得,肉用牛の売却による事業所得,開墾地等の農業所得,土地改良事業施行地の後作所得,譲渡所得区分,長期譲渡所得額,短期譲渡所得額,小規模共済等掛金等控除,雑損控除,医療費控除,普通障害者数,特別障害者数,本人障害区分,寡婦区分,勤労学生区分,老年者区分,固定資産税額,非課税区分,合計所得金額,減免前市町村民税所得割額,減免前都道府県民税所得割額,減免前市町村民税均等割額,減免前都道府県民税均等割額,市町村民税所得割額減免額,都道府県民税所得割額減免額,市町村民税均等割額減免額,都道府県民税均等割額減免額,生命保険料控除,損害保険料控除,寄付金控除,住民税課税所得,低所得1判定所得,株式等譲渡所得,商品先物取引所得,繰越損失額,前年末維持児童数,母養育費8割,児童養育費8割,基礎控除額

**保険資格情報テーブル**

市町村コード,サブシステムコード,宛名コード,履歴番号,資格連番,処理日,届出日,異動日,異動事由コード,加入年月日,脱退年月日,被保者宛名コード,被保者氏名,保険種別,保険者番号,任意継続区分,扶養区分,続柄,保険記号,保険番号,擬制世帯主区分,附加給付対象区分,公費区分,継続療養区分

**身障手帳情報テーブル**

市町村コード,サブシステムコード,宛名コード,発行県,手帳番号,履歴番号,処理日,届出日,異動日,異動事由コード,種別,総合等級,障害名,交付日,再交付日,再認定年月,返還日,障害部位1,障害部位等級1,障害部位2,障害部位等級2,障害部位3,障害部位等級3,障害部位4,障害部位等級4,障害部位5,障害部位等級5,障害部位6,障害部位等級6,障害部位7,障害部位等級7,障害部位8,障害部位等級8,障害部位9,障害部位等級9,障害部位10,障害部位等級10

**療育手帳情報テーブル**

市町村コード,サブシステムコード,宛名コード,発行県,手帳番号,履歴番号,処理日,届出日,異動日,異動事由コード,程度,交付日,再交付日,再判定年月,返還日,IQ

**精神手帳情報テーブル**

市町村コード,サブシステムコード,宛名コード,手帳番号,履歴番号,処理日,届出日,異動日,異動事由コード,等級,交付日,再交付日,有効期限,返還日

**生活保護情報テーブル**

市町村コード,宛名コード,履歴番号,生活保護受給開始日,生活保護受給廃止日,生活保護ケース番号,生活保護受給フラグ,処理日,届出日,異動日,異動事由コード,備考一全角,備考一半角,代理納付フラグ,中国残留邦人フラグ,他市町村管轄フラグ,他市町村コード,他市町村名,支給停止フラグ,生保処理区分

**医療費台帳情報テーブル**

市町村コード,サブシステムコード,宛名コード,台帳番号,履歴番号,支所コード1,支所コード2,資格状態,関連者宛名コード,申請日,申請理由,判定理由,却下日,却下理由,判定基準日,認定日,交付日,証期間開始日,証期間終了日,統計期間開始日,統計期間終了日,年齢到達日,変更申請日,変更日,変更理由,消滅日,消滅理由,廃止日,返還日,返還理由,停止理由,停止解除理由,認定処理日,消滅処理日,現況印刷日,次年度現況処理日,証印字開始日,不備書類,事業区分,公費負担区分,表示公費負担区分,入通院区分,受給者番号,受給者区分,主たる障がい種別,障がい種別,障がい手帳簡易区分,身障手帳種別,身障手帳総合等級,身障手帳発行県,身障手帳番号,身障手帳交付日,障がい名,身障手帳再認定年月,障がい部位,障がい部位等級,療育手帳程度,療育手帳発行県,療育手帳番号,療育手帳交付日,療育手帳再判定年月,療育手帳IQ,精神手帳等級,精神手帳番号,精神手帳交付日,精神手帳有効期限,児童扶養手当番号

**医療費支払情報テーブル**

市町村コード,サブシステムコード,宛名コード,連番,台帳番号,支所コード1,支所コード2,関連者宛名コード,伝票区分,関連連番,取込区分,取込種別区分,取込連番,過誤調整事由,過誤調整依頼日,診療開始日,診療終了日,診療年月,受給者番号,給付区分,採択区分,課税区分,老人課税区分,負担区分,事業区分,公費負担区分,表示公費負担区分,公費法制番号,公費負担者番号,主たる障がい種別,診療時年齢,診療時年度末年齢,支払処理日,支払申請日,支払予定日,支払日,支払先区分,支払先コード,支払区分,支払フラグ,エラー区分,整理番号,医療機関グループコード,医療機関コード,医療機関国コード,診療科目コード,特定疾病区分,入外区分,入通院日数,入院日数長期,食事回数,食事回数長期,総診療報酬点数,自立支援医療に係る点数,公費額,保険診療額,保険者負担額,薬剤一部負担額,食事療養費区分,食事療養費一般,食事療養費長期,自己負担額,自立支援医療に係る自己負担額,自立支援医療以外自己負担額,給付割合名称,自己負担割合一分子,自己負担割合一分母,高額療養費,附加給付額,高額医療費,対象一部負担金,対象一部負担金自立支援医療分,対象一部負担金自立支援医療以外分,都道府県単非助成額,都道府県単助成額,市区町村単助成額,その他負担額,医療助成費,保険種別,保険区分,保険者グループ番号,保険者番号,任意継続区分,扶養区分,保険記号,保険番号,附加給付有無

個人宛名連絡先テーブル

宛名コード,宛名税目コード,連絡先履歴番号,連絡先種別,電話番号等,電話区分,電話優先区分,経理担当者等,連絡先設定日,画面表示保護,証明書発行禁止区分

個人宛名送付先テーブル

宛名コード,宛名区分,個法区分,宛名税目コード,通称名区分,通称名使用区分,送付先履歴番号,関連宛名設定フラグ,宛名異動事由,送付先設定事由,送付先設定異動日,送付先設定届出日,送付先廃止事由,送付先廃止異動日,送付先廃止届出日,氏名カナ情報,氏名検索カナ情報,氏名漢字情報,名カナ情報,名検索カナ情報,名漢字情報,生年月日,性別,行政区コード,小学校区,中学校区,選挙区,郵便親番,郵便子番,集配局コード,住所区分,住所コード,番地コード,枝番コード,小枝番コード,小枝番コード3,住所漢字,方書漢字,画面表示保護,国籍コード,在留資格,宛名整理コード,合併前自治体コード,合併前宛名コード,視覚障害者区分,異動担当者,更新業務コード,在留期間開始日,在留期間終了日,住記住民日,住記住定日,住記消除日,住記消除事由

個人宛名送付先履歴テーブル

宛名コード,宛名区分,個法区分,宛名税目コード,通称名区分,通称名使用区分,送付先履歴番号,関連宛名設定フラグ,宛名異動事由,送付先設定事由,送付先設定異動日,送付先設定届出日,送付先廃止事由,送付先廃止異動日,送付先廃止届出日,氏名カナ情報,氏名検索カナ情報,氏名漢字情報,名カナ情報,名検索カナ情報,名漢字情報,生年月日,性別,行政区コード,小学校区,中学校区,選挙区,郵便親番,郵便子番,集配局コード,住所区分,住所コード,番地コード,枝番コード,小枝番コード,小枝番コード3,住所漢字,方書漢字,画面表示保護,国籍コード,在留資格,宛名整理コード,合併前自治体コード,合併前宛名コード,視覚障害者区分,異動担当者,更新業務コード,在留期間開始日,在留期間終了日,住記住民日,住記住定日,住記消除日,住記消除事由

世帯関連テーブル

世帯コード,世帯員宛名コード,続柄コード,世帯増事由,世帯増異動日,世帯増届出日,世帯減事由,世帯減異動日,世帯減届出日

基本拡張テーブル

宛名コード,宛名税目コード,市町村コード,支所コード1,支所コード2,カスタマバーコード,バーコード制御バイト,住記住民区分,住記住民日異動日,住記住民日届出日,住記住民日異動事由,住記非住民異動日,住記非住民届出日,住記非住民事由,転入前市町村コード,転入前郵便番号,転入前住所,転入前方書,転出前市町村コード,転出前郵便番号,転出前住所,転出前方書,外国人登録番号,入国目的コード,社会保障番号,DVフラグ,ネグレクトフラグ,情報開示閲覧同意情報,不現住フラグ

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 窓口での入手における措置 ・法令等で定められた事項が記載された届出内容を書面で確認するとともに、受領の際には本人確認及び必要に応じて委任状の確認を行うこととしている。 ・システムのアクセス制限により、操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限することにより不正アクセスを防止する。 2 庁内連携からの入手 ・庁内連携で入手する情報は、情報資産を保有する他の部署からあらかじめデータ利用承認を受けた項目のみ入手しており、必要な情報以外を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<公費医療システムにおける措置> ・認証カード情報で登録された事務分担に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。・職員に対しては、情報セキュリティ研修を行っている <国民健康保険システムにおける措置> ・各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとに認証カードの登録・配布及びパスワードによる認証を実施する。 <公費医療システム> ・公費医療システムのユーザアカウントは有効期限が設定されており、有効期限を過ぎた場合はシステムにログインできない仕掛けとなっている。 <国民健康保険システム> ・各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならないとしている。</p> <p>&lt;個人情報・情報資産取扱特記事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持に関すること</li> <li>・従業者の監督等に関すること</li> <li>・作業場所の制限に関する事項</li> <li>・収集に関する制限に関する事項</li> <li>・使用及び提供に関する制限に関する事項</li> <li>・安全確保の措置に関する事項</li> <li>・複写、複製又は加工の制限に関する事項</li> <li>・再委託の制限に関する事項</li> <li>・委託業務終了時の返還、廃棄等に関する事項</li> <li>・報告及び監査・検査の実施に関する事項</li> <li>・事故等発生時の報告に関する事項</li> <li>・事故等発生時の公表に関する事項</li> <li>・契約の解除に関する事項</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>特定個人情報の提供・移転については、審査法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。</p> <p>「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて、本市の他担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取扱いにかかる利用・承認、あるいは合意の手続を定めている。</p> <p>ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;公費医療システムにおける措置&gt;  ・ログイン時の職員認証により、事務担当者以外は情報を入手できないようにアクセスを制限し、権限のない情報を入手できないように制限する。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;  ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。  ②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。  ※公費医療システムと統合宛名システムのデータ連携はない。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。  ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;  ・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、権限のない情報を入手できないように制御する。  ・業務マニュアルを整備し、運用操作方法を周知徹底する。  ・アクセスログ、操作ログを記録するとともに、記録している旨及び罰則規定について周知徹底する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-
再発防止策の内容	-
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<本市における措置> (1)情報セキュリティ研修について ・全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (2)情報セキュリティに係る各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施するこ
10. その他のリスク対策	
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL092-711-4129 FAX092-733-5619
②請求方法	福岡市個人情報保護条例に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 保健福祉局生活福祉部保険医療課 TEL092-711-4235 FAX092-733-5441
②対応方法	・問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、定められたルールに基づき、担当部署への連絡・協議の上、対応する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年3月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム <システム2>	《統合宛名システム》 1 宛名管理機能統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。 3 情報照会機能他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	《統合宛名システム》 1 宛名管理機能統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。 3 情報照会機能他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 6 お知らせ機能対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバに送信する。	事後	重要な変更には該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム <システム4>	記載なし	①システムの名称 国民健康保険システム ②システムの機能 国民健康保険システムにおける特定個人情報を取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 【住民共通情報管理】 ・住民情報を管理する機能 【資格情報管理】 ・国民健康保険の被保険者の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 【賦課情報管理】 ・保険料を決定し被保険者に保険料を通知し納付書を発行する機能 ・収入の把握・管理機能 【収納情報管理】 ・口座を管理する機能 ・過誤納(還付・充当等)を行う機能 【給付情報管理】 ・給付情報の一部(レセプト等)の管理機能 ③他のシステムとの連携 (その他)公費医療システム	事後	重要な変更には該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 【保管場所】 <国民健康保険システムにおける措置>	記載なし	<国民健康保険システムにおける措置> ①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、サーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。 ・あらかじめ定められた申請者から事前の利用者登録(初回のみ)及び入館申請(都度)を必須としており、全ての入館者を管理している。 ・サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。 ・サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントお	事後	重要な変更には該当する項目ではあるが、追記した<国民健康保険システムにおける措置>についてはシステム所管課における評価書に記載済みのため重要な変更にはあたらず事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年8月1日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク <リスクに対する措置の内容>	<公費医療システムにおける措置> ・認証カード情報が登録された事務分担に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。・職員に対しては、情報セキュリティ研修を行っている	<公費医療システムにおける措置> ・認証カード情報が登録された事務分担に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。・職員に対しては、情報セキュリティ研修を行っている <国民健康保険システムにおける措置> ・各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。	事後	重要な変更には該当する項目ではあるが、追記した<国民健康保険システムにおける措置>についてはシステム所管課における評価書に記載済みのため重要な変更にはあたらず事前の提出・公表が義務付けられていない。

平成29年8月1日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <具体的な管理方法>	・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとに認証カードの登録・配布及びパスワードによる認証を実施する。 ・ユーザアカウントは有効期限が設定されており、有効期限を過ぎた場合はシステムにログインできない仕掛けとなっている。	・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとに認証カードの登録・配布及びパスワードによる認証を実施する。 <公費医療システム> ・公費医療システムのユーザアカウントは有効期限が設定されており、有効期限を過ぎた場合はシステムにログインできない仕掛けとなっている。 <国民健康保険システム> ・各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。	事後	重要な変更該当項目ではあるが、追記した<国民健康保険システム>についてはシステム所管課における評価書に記載済みのため重要な変更にはあたらす事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年8月1日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <国民健康保険システムにおける措置>	記載なし	<国民健康保険システムにおける措置> ・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理が行えないようにアクセスを制限し、権限のない情報を入手できないように制御する。 ・業務マニュアルを整備し、運用操作方法を周知徹底する。 ・アクセスログ、操作ログを記録するとともに、記録している旨及び罰則規定について周知徹底する。	事後	重要な変更該当項目ではあるが、追記した<国民健康保険システム>についてはシステム所管課における評価書に記載済みのため重要な変更にはあたらす事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年8月1日	V評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 ①方法	記載なし	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案内の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。	事後	重要な変更該当項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署	医療年金課長 島崎 直彦	医療年金課長 結城 康之	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり、重要な変更該当項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システムの名称	(追記)	業務共通基盤システム	事前	システム再構築に伴う変更。
平成31年3月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署	医療年金課長 結城 康之	医療年金課長	事後	様式変更に伴う内容変更であり、重大な変更にあたらす、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・業務関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報	・業務関係情報 [○] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報	事前	システム再構築に伴う変更。

平成31年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【識別情報】 ・個人番号:対象者を正確に特定するために記録 ・その他識別情報(内部番号):住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録(宛名番号, 世帯番号) 【連絡先等情報】 ・4情報, 連絡先:対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録 【業務関係情報】 ・地方税関係情報:給付に関する事務(医療費の算定)にあたり所得情報を把握するために記録 ・医療保険関係情報:給付に関する事務(医療費の算定)にあたり保険加入の情報を把握するために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報:資格に関する事務(対象者の認定, 届出)において, 生活保護等の状況を把握するために記録	【識別情報】 ・個人番号:対象者を正確に特定するために記録 ・その他識別情報(内部番号):住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録(宛名番号, 世帯番号) 【連絡先等情報】 ・4情報, 連絡先:対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録 【業務関係情報】 ・地方税関係情報:給付に関する事務(医療費の算定)にあたり所得情報を把握するために記録 ・医療保険関係情報:給付に関する事務(医療費の算定)にあたり保険加入の情報を把握するために記録 ・児童福祉・子育て関係情報:資格に関する事務(対象者の認定, 届出)において, 児童扶養手当の認定状況を把握するために記録 ・障害者福祉関係情報:資格に関する事務(対象者の認定, 届出)において, 手帳情報を把握するために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報:資格に関する事務(対象者の認定, 届出)において, 生活保護等の状況を把握するために記録	事前	システム再構築に伴う変更。
平成31年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	変更前は別紙1のとおり	変更後は別紙1のとおり	事前	システム再構築に伴う変更。
平成31年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署 財政局税務部税制課, 保健福祉局総務部国民健康保険課・保護課, 市民局総務部区政課	[○]評価実施機関内の他部署 財政局税務部税制課, 保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課, 保健福祉局総務部国民健康保険課・保護課, 市民局総務部区政課, こども未来局こども部こども家庭課	事前	システム再構築に伴う変更。
平成31年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	委託事務1 公費医療システムの維持運用及び変更 ①委託内容 公費医療システムの維持運用及びシステム改修作業 ②委託先における取扱者数 [10人未満] ③委託先名 行政システム九州株式会社 ④再委託の有無 [再委託しない]	委託事務1 公費医療システムの運用・保守 ①委託内容 公費医療システムの運用支援及びシステムの保守業務 ②委託先における取扱者数 [10人未満] ③委託先名 富士通株式会社 ④再委託の有無 [再委託する] ⑤再委託の許諾方法 原則, 再委託は認めないが, 再委託承認申請において, その必要性, 範囲, 要件について明記させ, 再委託の理由に妥当性があり, 再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査の上, 許諾する場合がある。 ⑥再委託事項 運用及びシステムの保守業務の一部	事前	システム再構築に伴う変更。

平成31年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2	(追記)	委託事務1 共通基盤の運用・保守業務 ①委託内容 共通基盤に関する運用・保守業務等(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等) ②委託先における取扱者数 [10人未満] ③委託先名 株式会社日立製作所 ④再委託の有無 [再委託する] ⑤再委託の許諾方法 再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査の上、許諾する場合がある。 ⑥再委託事項 ・システム問い合わせの対応 ・各種システムの変更作業 ・課題対応	事前	システム再構築に伴う変更。
平成31年3月1日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年1月25日	平成30年3月1日	事後	基礎項目評価の実施日の修正であり、重要な変更に変更する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署	①保健福祉局総務部医療年金課 ②医療年金課長	①保健福祉局生活福祉部保険医療課 ②保険医療課長	事後	組織再編に伴う記載内容の変更であり、重要な変更に変更する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険医療課	事後	組織再編に伴う記載内容の変更であり、重要な変更に変更する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険医療課	事後	組織再編に伴う記載内容の変更であり、重要な変更に変更する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	IV 開示請求 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 保健福祉局総務部医療年金課 TEL092-711-4235 FAX092-733-5441	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 保健福祉局生活福祉部保険医療課 TEL092-711-4235 FAX092-733-5441	事後	組織再編に伴う記載内容の変更であり、重要な変更に変更する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。

